

平成30年7月豪雨災害による被災農業者向け 経営体育成支援事業の手続きについて

矢掛町産業観光課長

矢掛町では、国の補助事業を活用し、被災を受けた農業施設や農業機械について、修繕や取得に掛かる費用の補助事業を実施します。

つきましては、補助事業の追加要望受付期間（最終）を次のとおりとしますので、下記の書類等をご準備のうえ、役場産業観光課まで手続きにお越してください。

なお、この追加要望調査が最終の補助要望受付になりますので、ご注意ください。

記

1 受付期間・時間

平成30年12月3日（月）～平成30年12月10日（月）

土日を除く 8：30～17：15

2 場所

矢掛町役場 産業観光課

3 提出（準備）する書類

- (1) 被災農業者向け経営体育成支援事業 経営体調書作成 基礎資料（要押印）
（取得の場合は修理または修繕不能理由書を添付）
- (2) 対象となる機械等の写真を持参し、役場町民課で被災証明書の交付を受ける。
（被災した状況が分かる写真を機械または施設ごとに写っているもの）
- (3) 購入希望の農業機械・施設のカatalogなど
- (4) 修繕または購入希望の施設・農業機械の見積書
（原則3者以上の見積書をご準備ください。）
- (5) 直近1年間での出荷販売実績が分かるもの（販売証明書、出荷伝票など）
- (6) 法人あるいは任意組合の場合は、団体の定款、規約、構成員や経営状況が分かる資料

お問い合わせ

小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町 産業観光課 農林振興係

TEL：0866-82-1016